

年金トピック

2026年3月24日
団体年金事業部

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公表

3月18日付で「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(政令第四十三号)が公布されました。

この中で、今般の年金制度改正法による簡易企業型年金(以下「簡易型DC制度」という。)の廃止に伴って必要となる確定拠出年金法施行令の整備に加え、個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するための措置等が行われています。(施行日は2026年4月1日)

○官報の掲載ページ

<https://www.kanpo.go.jp/20260318/20260318g00055/20260318g000550011f.html>

企業年金に関する主な改正の概要は以下の通りです。

＜主な改正内容＞

- ・ 簡易型DC制度に関する規定の削除
- ・ 企業型確定拠出年金において、個人別管理資産等の移換に関する事項の事業主の説明義務について、退職等による加入者資格喪失が見込まれる場合、または制度の終了が見込まれる場合に、加入者等に説明を行うことを義務づける

＜企業年金関連の改正法令＞

- ・ 確定拠出年金法施行令

＜施行期日等＞

- ・ 公布日:2026年3月18日
- ・ 施行期日:2026年4月1日

以上